相談

借金なんでも相談

お金に関する問題は必ず解決できます。悩まずにご相談ください。相談は**無料**です。事業者の方からのご相談や家計相談もお受けしております。

【受付時間】 平日9時～12時、13時～17時

【問い合わせ・相談先】
四国財務局 財務広報相談官 多重債務相談員
☎087・831・2155

農業

環境保全型農業直接支援対策事業

香美市では、平成24年度から地球温暖化防止や、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して、支援を行う**環境保全型農業直接支援対策事業**を実施します。

【対象者】
次の要件①～③を満たし、販売を目的として生産を行う農業者（法人を含む）または共同販売経理を行う集落営農組織、農業者グループが対象となります。
①持続農業法第4条第1項の認定（エコファーマー認定）を受けているか、対策の加入申請までにエコファーマーに申請中であること
※特例あり
②農業環境規範に基づく点検を行っていること
③農業振興地域内の農地で取り組みを行っていること

【対象となる取り組み】
次の地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取り組み（1）（2）を対象とします。
（1）化学肥料および化学合成農薬の使用を、地域の慣行から5割以上低減する取り組みと①～⑤の組み合わせ
①カバークロップ（主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取り組み）
②リビングマルチ（主作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取り組み）
③草生栽培（園地に麦類や牧草等を作付けする取り組み）
④冬期湛水管理（冬期間の水田に水を張る取り組み）
⑤土着天敵の温存利用技術（ハウス内に定着した土着天敵類を作物栽培終了後に温存して、次作から安定的に利用する取り組み）
（2）化学肥料および農薬を使用しない有機農業の取り組み

【交付金額】
10アール当たり8千円

【受付期間】
4月2日(月)～6月29日(金)

【問い合わせ先】 産業振興課 農林班☎53・1062

スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）対策

スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）は水路づたいに広がるため、本田に侵入させないように取水口・排水口に5㎜目の金網を設置し、本田への侵入を防ぎましょう。

スクミリンゴガイは、水中に浸かっている若く柔らかい葉茎を食べる習性があります。そのため、スクミリンゴガイの発生が少ない時期に苗を移植し、本田で生育を早めたり、移植する苗を中苗・成苗等の大きな苗を用いたりすることで被害が軽減されます。

また、本田にスクミリンゴガイが発生している場合、移植した柔らかい苗が水中に浸かっている時期を短くするため、移植後2～3週間は、寒害に注意してできるだけ浅水管理を行うことも被害を軽減する有効な手段です。

【問い合わせ先】
中央東農業振興センター
☎53・3039

検診

胸部レントゲン検診

結核・肺がんの早期発見のために、年に1回は胸部レントゲン検診を受けましょう。

4月9日から各地区を巡回し、胸部レントゲン検診を行います。対象者には2月末に受診票および日程表を送付しています。

なお、職場や病院で受けるなどの理由で市の検診を止められている方には、受診票はお送りしていませんので、市の受診を再開されたい方はご連絡をお願いします。

【対象者】
昭和48年3月31日以前に生まれた方

【受診料金】
64歳以下の方　200円
65歳以上の方　無料
※年齢は、平成25年3月31日時点。

【問い合わせ先】 健康介護支援課☎52・9282

寄付

香美市社会福祉協議会へ

第19回チャリティ紅白歌合戦実行委員会から
1月15日に開催したチャリティ紅白歌合戦の売上金43万2716円が寄付されました。

その他

山に入られる方へご注意を！

市内の有害鳥獣による農林作物への被害が著しく増加し、深刻な問題となっています。農林作物被害の軽減を目的として、市内一斉の予察捕獲を実施します。期間中に山に入られる方はご注意ください。

【期間】 3月16日（金）～6月29日（金）
※特に土・日は捕獲強化日としています。

【問い合わせ先】 産業振興課 総務班☎52・9283

山林の所有者届出制度が4月からスタート

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、山林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届け出が義務付けられました。

【対象者】 個人・法人を問わず、売買や相続等により山林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届け出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を提出している方は対象外です。

【届出期間】 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村へ届け出をしてください。

【届出事項】 届出書には、①届出者と前所有者の住所氏名②所有者となった年月日③所有権移転の原因④土地の所在場所・面積⑤土地の用途　等を記載します。

添付書類として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

【問い合わせ先】
産業振興課 農林班
☎52・9283
県林業振興・環境部 森づくり推進課
☎088・821・4574

節水にご協力ください

渇水により、断水や水圧低下が発生する恐れがあります。
節水へのご協力をお願いします。

■問い合わせ先
上下水道課
☎53−3110

みんなで集まっています

介護予防活動

このコーナーでは、介護予防活動のひとつとして、市内の各地区で行われている“集い”を紹介しています。
今まで健康介護支援課の取材を受けたことのない“集い”をされている方は、ぜひご一報ください。

その⑥ 東上一・はつらつ体操の集い

口コミで、独自に集いを立ち上げて、体操を続けています。自分たちで研修旅行に行ったりもしています。

日時　毎週火曜日　9時50分～
場所　東上一公民館（土佐山田町）
内容　香美はつらつ体操、茶話会

その⑦ 柚ノ木・轟五丸々会

「仲良く・元気で・楽しく・助け合い・暮らす」をモットーにし、みんなの笑い声があふれています。

日時　毎月第3金曜日　13時～
場所　柚ノ木公民館（香北町）
内容　作品づくり、レクリエーション

【問い合わせ先】
健康介護支援課 保健支援班
☎52−9282